

2025 年 8 月 8 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 リ ボ ミ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 義 一
(コード番号：4591 東証グロース)
問 合 せ 先 財 務 経 理 部 長 今 井 利 哉
<https://www.ribomic.com/contact.php>

第三者割当による第 18 回乃至第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る
払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 23 日開催の当社取締役会において決議しました、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第 18 回乃至第 20 回新株予約権（以下それぞれを「第 18 回新株予約権」、「第 19 回新株予約権」及び「第 20 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025 年 8 月 8 日に発行価額の総額（930,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 7 月 23 日公表の「第三者割当による第 18 回乃至第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2025 年 8 月 8 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	315,000 個 第 18 回新株予約権：95,000 個 第 19 回新株予約権：110,000 個 第 20 回新株予約権：110,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 930,000 円 第 18 回新株予約権 1 個当たり 4 円 第 19 回新株予約権 1 個当たり 3 円 第 20 回新株予約権 1 個当たり 2 円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	普通株式 31,500,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 18 回新株予約権：9,500,000 株 第 19 回新株予約権：11,000,000 株 第 20 回新株予約権：11,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも 55 円です。なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても潜在株式数は 31,500,000 株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額	3,424,430,000 円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額は、109 円 本新株予約権の行使価額は、割当日の 2 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後（当日を含みます。）に初回の修正がなされ、以後 3 取引日（以下「価格算定期間」といいます。）が経過する

	毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（以下「価格算定日」といいます。）において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、当該価格算定期間のいずれの取引日においても終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。但し、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない日（以下「基準日等」といいます。）の1取引日前（当日を含みます。）から基準日等（当日を含みます。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に修正が行われるのは基準日等の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、各本新株予約権の発行要項第10項に準じて行使価額は修正されます。
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当先に割り当てます。
(8) 権 利 行 使 期 間	2025年8月12日から2028年1月31日まで
(9) そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。本買取契約において、割当先は、原則として、各回の本新株予約権についてそれぞれ設定された全部コミット期間（下記「【ご参考】」に定義します。）中に、当該本新株予約権の全てを行使することを約することを定めております。また、割当先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することができない旨を定めております。

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

【ご参考】※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が各回の本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（第18回新株予約権：9,500,000株、第19回新株予約権：11,000,000株、第20回新株予約権：11,000,000株）をあらかじめ定め、割当先は、原則として、各回の本新株予約権についてそれぞれ設定された全部コミット期間中に、当該本新株予約権の全てを行使する設計です（以下「全部コミット」といいます。）。

「全部コミット期間」とは、原則として、第18回新株予約権については2025年8月12日（当日を含みます。）から2025年12月30日（当日を含みます。）、第19回新株予約権については2026年4月1日又は行使前倒し指示が通知された日の翌取引日（当日を含みます。）以降の当社が指定した日のいずれか早い日（当日を

含みます。以下「第19回コミット開始日」といいます。)から2026年12月30日(当日を含みます。)までの期間、第20回新株予約権については2027年4月1日又は行使前倒し指示が通知された日の翌取引日(当日を含みます。)以降の当社が指定した日のいずれか早い日(当日を含みます。以下「第20回コミット開始日」といいます。)から2027年12月30日(当日を含みます。)までの期間をそれぞれいいます。また、コミット期間延長事由が存在する場合には、コミット期間延長事由が存在した取引日の日数に応じ、全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます。但し、全部コミット期間の延長が各本新株予約権の全部コミット期間中に20取引日を超えて発生した場合、当該回号の本新株予約権に係る全部コミット期間に係る義務は消滅します。

第19回新株予約権については、原則として第19回コミット開始日、第20回新株予約権については、原則として第20回コミット開始日まではそれぞれ新株予約権の行使はできない設計となっており、これら3回号の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、約2年6か月間に渡る資金調達の蓋然性を高めることを意図しています。また、株価状況や資金需要状況を踏まえ、第19回新株予約権及び第20回新株予約権について前倒しで資金調達を行うことが合理的であると当社が判断した場合には、その全部について行使前倒し指示をすることができます。

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
発行数	95,000 個	110,000 個	110,000 個
発行価額の総額	380,000 円	330,000 円	220,000 円
行使価額の総額	1,035,500,000 円 (注)	1,199,000,000 円 (注)	1,199,000,000 円 (注)
行使価額	修正日の直前取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%	修正日の直前取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%	修正日の直前取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%
全部コミット	原則として2025年8月12日(当日を含みます。)以降、2025年12月30日(当日を含みます。)までの期間における第18回新株予約権95,000個全ての行使をコミット	原則として第19回コミット開始日以降、2026年12月30日(当日を含みます。)までの期間における第19回新株予約権110,000個全ての行使をコミット	原則として第20回コミット開始日以降、2027年12月30日(当日を含みます。)までの期間における第20回新株予約権110,000個全ての行使をコミット
下限行使価額	55 円 (発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額)	55 円 (発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額)	55 円 (発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額)

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上